

精神障害者手帳のしおり

（令和7年4月1日現在）

見附市健康福祉課

見附市学校町2丁目13-30
見附市保健福祉センター内

TEL 61-1380

FAX 62-7052

精神に障害のある方を対象に、次のような福祉サービスがあります。
等級・その他の条件により利用できるサービスが異なりますので、
詳しくは窓口でお尋ねください。

Ⅰ 「精神障害者保健福祉手帳」制度について・・・・・・・・・・	1
Ⅱ 公共料金の割引等・・・・・・・・・・	2
(1) 見附市福祉タクシー利用券の交付	
(2) バス・佐渡汽船・航空運賃の割引	
(3) 県立施設の入場料・利用料の免除(無料)	
(4) NTT 電話番号案内料の免除(無料)	
(5) 携帯電話の割引	
(6) NHK放送受信料の減免	
(7) 駐車禁止除外指定車標章の交付	
(8) 新潟県思いやり駐車場制度	
Ⅲ 税の軽減について・・・・・・・・・・	5
(1) 所得税、県・市町村税	
(2) 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)	
(3) その他の税の減免	
(4) 預貯金等の利子の非課税	
Ⅳ 日常生活・介護の援助・・・・・・・・・・	6
(1) ホームヘルプサービス	
(2) 短期入所	
(3) 日中一時支援サービス	
(4) グループホーム・ケアホーム	
Ⅴ 医療費の助成・・・・・・・・・・	7
(1) 県障(重度心身障害者医療費助成事業)	
(2) 自立支援医療(精神通院)制度	
(3) 見附市精神障害者医療費助成制度(入院)	
(4) 後期高齢者医療制度	
Ⅵ 経済的援助・・・・・・・・・・	9
(1) 障害基礎年金等の支給	
(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給	
(3) 特別児童扶養手当の支給	
(4) 児童扶養手当の支給	
(5) 心身障害者扶養共済制度	
Ⅶ 社会参加にむけて・・・・・・・・・・	10
(1) 見附市障害者地域活動支援センター「あじさい」	
Ⅷ ヘルプカードについて・・・・・・・・・・	11

I 「精神障害者保健福祉手帳」制度について

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段となります。各方面の協力を得て各種の支援策を行いやすくし、精神障害者の社会復帰及び、自立と社会参加の促進を一層図ることを目的に創設されました。

1 交付対象者

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者。

統合失調症、そううつ病、非定形型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病及びその他精神疾患を有する者が対象です。

(知的障害は療育手帳の対象であり、対象外となります。)

2 障害等級

1級	精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(障害年金1級相当、税制の特別障害者)
2級	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のもの(障害年金2級相当)
3級	精神障害であって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの(年金3級、障害手当金よりも広い。税制の障害者はこの範囲まで拡大)

3 申請方法

申請の窓口・・・ 見附市保健福祉センター 健康福祉課障害福祉係

本人が交付申請の手続きを行うことが原則ですが、家族や医療機関職員等が申請書の提出や手帳の受け取りを代行することができます。

申請書類

申請書に次の①～③のいずれかと④、⑤の書類を添付して申請します。

- ① 精神障害者保健福祉手帳用の診断書
(精神障害に係る初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの)
- ② 障害年金証書(精神)の写し及び直近の年金振込通知書(精神)又は年金支払通知書(精神)の写し
- ③ 特別障害給付金(精神)の受給資格証及び国庫金振込(送金)通知書(精神)の写し
- ④ 写真(縦4cm×横3センチ)(脱帽・上半身) 1枚
- ⑤ 同意書

4 更新等

- ・手帳の有効期限は2年ですので、2年ごとの更新手続きが必要です。
- ・住所又は氏名を変更した場合の届出、手帳を紛失した場合の再交付、障害の状態の変更申請、非該当となったときの返還等の手続きがあります。
- ・手帳の記載事項は、氏名・住所・生年月日・性別・障害等級・交付日・手帳の有効期限・手帳交付番号・見附市の印・注意書等が記入されます(病名は記入されません)。

Ⅱ 公共料金の割引等

(1) 見附市福祉タクシー利用券の交付

在宅の精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方を対象に、タクシー利用券(1冊30枚綴り)を交付しています。見附市内のタクシーを利用したときに、料金の助成を行います。(自動車税を減免されている方は除かせていただきます。)

※手続きに必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑またはサイン

(2) バス・船舶・航空運賃・タクシー料金の割引

精神障害者保健福祉手帳を提示することにより割引を受けられます。

<注意> 手帳に写真が無い場合は、割引が受けられない場合があります。

交通機関	対象者	
JR等	1種の方 (1級)と 介護者1人	本人と介護者が一緒に乗車する場合、乗車券・回数券・急行券・定期券50%引き (距離制限なし、小児定期乗車券除く) * 本人と介護者が一に乗車する場合に限る
	12歳未満の2種(2、3級) 精神障害者の方と一緒に 乗車される介護者1人	定期乗車券50%引き (小児定期乗車券除く)
	1種・2種の方1人での 利用	本人単独で片道100km以上の場合、乗車券50%引き
バス (見附市デマ ンド型乗合タク シー含む)	本人のみ	運賃50%引き、定期券30%引き * 県外高速バス、定期観光バスは対象外となります 運賃支払いの際、手帳の写真が貼付されたページを開いて乗務員に提示してください。 バスカード・回数券等でのお支払いは各バス会社より取り扱いが異なりますので、各バス会社のお問い合わせください。
航 空 船 舶	本人	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 割引率等は各航空会社、船舶会社により異なるため、事前に利用の運行会社にお問い合わせください
タクシー	割引が受けられる場合があります。割引の有無についてはご利用のタクシー会社にお問い合わせください	

上記割引サービスについての詳細は、各運行会社にお問い合わせください

(3) 県立施設等の入場料・利用料の免除（無料）

＜注意＞手帳に写真が無い場合は、割引が受けられない場合があります。

県立自然科学館・植物園・近代美術館等の入場料等が無料になります。
(他にも利用できる施設がありますので各施設へ確認してください)

窓口で手帳を提示してください。

- ①精神障害者保健福祉手帳1級・・・本人及び介護者1人
- ②精神障害者保健福祉手帳2級・3級・・・本人

(4) NTT 電話番号案内料の免除（無料）

※ 対象者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

☆ 窓口

NTT 支店、営業窓口(フリーダイヤル 0120-104174)

(なお、NTT電話番号案内(104)は令和8年3月31日で廃止になる予定です)

(5) 携帯電話の割引

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、携帯電話をご利用の方は、基本使用料等の割引を受けることができます。

詳しくは各会社にお問い合わせください。

会社名	携帯電話からの問い合わせ先	一般電話からの問い合わせ先
NTT ドコモ	151(無料)	0120-800-000(無料)
au	157(無料)	0077-7-111(無料)
ソフトバンク	157(無料)	0088-21-2000(無料)

(6) NHK放送受信料の減免

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象にNHK放送受信料を
半額または全額免除します。

- ・全額免除 …… 市民税非課税世帯
- ・半額免除 …… 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が世帯主で契約者

※ 手続きに必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑

(7) 駐車禁止除外指定車標章の交付

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が同乗されている車に、この
標章を掲示することにより、駐車禁止の場所及び時間制限のある場所に
駐車できます。

※手続きに必要なもの

- ①住民票(障害者本人が記載され、3ヶ月以内に交付のもの)

②精神障害者保健福祉手帳 ③印鑑

障害者本人以外の方が代理申請する場合は、申請資格や必要書類がありますので、下記窓口事前に問い合わせ下さい。

☆窓口……見附警察署 交通課 ☎63-0110

(8) 新潟県おもいやり駐車場制度

精神保健福祉手帳の交付を受けている方で2級以上の歩行が困難な方へ利用証を交付します。

※手続きに必要なもの

①精神障害者保健福祉手帳

代理の方が申請される場合は、身分証明書(運転免許証等)の提示が必要です。

Ⅲ税の軽減について

(1) 所得税、県・市民税

区 分	控除対象者	所得控除額	
		所得税	県・市民税
特別障害者控除	精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
障害者控除	精神障害者保健福祉手帳2級～3級	27万円	26万円
同居特別障害者扶養控除	特別障害である控除対象配偶者又は扶養親族と同居して扶養している人	35万円 加算	23万円 加算

☆窓口

県・市町村税…見附市役所 市民税務課 民税係 ☎62-1700

所得税…三条税務署 ☎0256-32-6211

(詳しいことは、それぞれの窓口にお問い合わせください。)

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)・

軽自動車税(種別割・環境性能割)

精神障害者保健福祉手帳1級(自立支援医療(精神通院)受給者)をお持ちの方と主に生計を同一にする方が所有・運転をする場合、申請により税金が免除されます。

ただし、手帳をお持ちの方が通院・通学・通所のために週1回または月4回以上使用する自動車を購入する場合や利用する場合に限ります。

※手続きに必要なもの

①車検証(自家用)

②精神障害者保健福祉手帳

③通院・通学証明書

④同一生計証明書(長岡地域振興局発行) など

	申請期間	申請窓口
自動車税 (種別割)	納税通知書に記載された納期限まで	長岡地域振興局 県税部 長岡市沖田2-173-2 ☎38-2510
自動車税・軽自動車税 (環境性能割)	登録日	県税務課 長岡分室 長岡市平島1-2 ☎22-1134
軽自動車税 (種別割)	納税通知書に記載された納期限まで	見附市役所 市民税務課 民税係 (市役所本庁1階) ☎62-1700

※長岡地域振興局県税部は予約制です。事前に電話連絡をお願いします。

(3) その他の税の減免

事業税、贈与税、相続税についても特別措置があります。
詳細は税務署へお問い合わせください。

(4) 預貯金等の利子の非課税

手帳を交付されている方は、一定の限度額まで預貯金等が非課税扱いになります。手帳を銀行等に提示し手続きをおこなってください。

Ⅳ 日常生活・介護の援助

精神障害者保健福祉手帳が交付されていても、65 歳以上の方は、介護保険でのサービスが優先しますのでご理解をお願いします。

(1) ホームヘルプサービス

ご家庭で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。
社会参加のための移動支援も利用できます。

(2) 短期入所

介護者が入院された時、旅行等で障害のある方の介護ができない時、介護者が介護で疲れている時など、専門の施設等に一時的にお預かりします。

(3) 日中一時支援サービス

通所により創造的な活動や作業活動に参加できます。

(4) グループホーム

障害のある人たちが地域で共同生活をし、日常生活の援助を受けられます。

※まず、申請書を提出していただきます。認定のための調査を行い障害支援区分を判定します。その後ご本人やご家族とよく話し合いをしたうえで、支給量を決め、後日受給者証を発行します。受給者証に決められた範囲内で利用者が個々に事業者と契約を結びサービスを利用することができます。

☆窓口…… 健康福祉課 障害福祉係

V 医療費の助成

(1) 県障（重度心身障害者医療費助成事業）

精神障害者手帳1級の交付を受けている方を対象に、医療費の助成をおこないます。ただし、所得制限があります。

下記の自己負担額以上の医療費に対して助成します。

自己負担	外 来	1回 530円 医療機関ごとに月4回まで (5回目以降無料)	入 院	1日 1,200円
------	-----	--------------------------------------	-----	-----------

入院時の食事療養費は、保険者から「標準負担額減額認定証」を交付されている方のみ助成します。詳しくは各保険者へお問合せください。

※手続きに必要なもの

1. 申請書 2. 加入医療保険資格情報が分かるもの（資格情報のお知らせ又は資格確認書） 3. 精神障害者手帳

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

(2) 自立支援医療（精神通院）

精神障害者の通院医療に要する費用の自己負担額は医療費の1割となります。尚、所得によって自己負担上限額が設定されます

①対象者……精神疾患（認知症・てんかん等含む）のため通院している方

②手続きに必要なもの

ア) 申請書

イ) 精神通院医療費用の診断書（基本的に2年に1回提出）

ウ) 同意書

エ) 加入医療保険資格情報が分かるもの（資格情報のお知らせ又は資格確認書）

・国保、後期高齢者医療保険証の人は加入者全員分

・社保・共済組合の人は申請者本人と被保険者のもの

オ) 課税世帯の場合

・必要に応じて、重度かつ継続の診断書

市民税非課税世帯の場合

・前年度1年間の収入（障害年金額等非課税収入）がわかる書類（通帳等）

③有効期限……有効期限は1年ですので、1年ごとの更新手続きが必要です。

※申請の窓口……健康福祉課 障害福祉係

本人が交付申請の手続きを行うことが原則ですが、家族や医療機関職員等が申請書の提出を代行することができます。

(3) 見附市精神障害者医療費助成制度（入院）

この制度は、精神科の入院医療費の自己負担の軽減を図り、精神障害者の精神的・経済的な不安を救済することにより、治療を容易にし社会復帰を目的としているものです。

● 助成対象者 … 見附市に住所を有する、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の保護義務者又は当該精神障害者の属する世帯の世帯主

● 助成額 ……… 精神科へ入院した際に支払った保険適用自己負担額（食事療養費などを除き、付加給付及び高額療養費などを控除した額の金額）の3割を助成

● 申請書類……①精神障害者医療費受給者証申請書
②口座振替依頼書
③障害者の加入医療保険資格情報が分かるもの（資格情報のお知らせ又は資格確認書）
④精神保健指定医師の診断書
（精神障害者保健福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳用の診断書または障害年金証書の写し等を添付の場合は省略できます）
※入院計画書に病院名が記載されているものでもOK

● 利用方法

医療機関の領収書（領収印の無いものは無効です）と一緒に精神障害者医療費助成申請書（第5号様式）を提出すると、償還払いにより指定口座に後日振り込みされます。

助成申請書の提出は診察月の翌月から6ヶ月以内とし、それを過ぎての申請は無効となります。

● その他

- ・申請のあった月の始めから助成対象になります。
- ・障害者の加入している健康保険証の変更・保護義務者又は世帯主の変更・振込口座の変更等があった場合は、すみやかに届出を行ってください。

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

(4) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は 本来 75 歳以上が対象ですが、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の交付を受けている方は、65 歳から後期高齢者医療制度の対象になります。

※手続きに必要なもの

- 1 申請書 2 加入医療保険資格情報が分かるもの(資格情報のお知らせ又は資格確認書) 3 精神障害者保健福祉手帳

☆窓口 健康福祉課 国民健康保険係

VI 経済的援助

(1) 障害基礎年金等の支給

国民年金・厚生年金の受給前に重度障害を持つようになった人に対してその程度に応じて障害基礎年金・障害厚生年金等が支給されます。

注)相談の際は事前予約をお願いします

・国民年金:見附市役所 市民税務課 市民相談係 ☎62-1700

・厚生年金:三条年金事務所 ☎0256-32-2820

(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給

在宅で、重度障害のため日常生活において常に介護を必要とする人に対して特別障害者手当または、障害児福祉手当が支給されます。

所得制限があります。

※手続きに必要なもの ①診断書(専用様式) ②年金証書等 ③預金通帳

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

(3) 特別児童扶養手当

在宅の20歳未満の重度障害児を扶養されている保護者に対して特別児童扶養手当が支給されます。所得制限があります。

※手続きに必要なもの

①診断書(専用様式) ②戸籍謄本 ③住民票謄本

☆窓口 健康福祉課 障害福祉係

(4) 児童扶養手当の支給

18歳未満の児童を扶養されているご家庭のお父さんまたはお母さんが重度の障害(障害年金1級程度)を持っている場合、児童扶養手当が支給される場合があります。

また、医療費について助成制度があります(ひとり親家庭等医療費助成制度)。

所得制限等の受給制限がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※手続きに必要なもの

1. 診断書(専用様式) 2. 戸籍謄本 3. 住民票謄本 4. 身体障害者手帳など

☆窓 口 こども課 子育て応援係(市役所本庁4階) ☎62-1700

(5) 心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者が加入者となり、加入者が死亡又は重度障害の状態になったとき、障害者本人に終身年金が支給されます。(最高2口まで)

●加入資格

65歳未満で特に病気や障害がなく、障害者(児)を保護する方

●掛金

加入者の加入時の年齢によって金額が違います。平成20年4月改正

加入者(保護者)の年齢(加入時)	掛金(一口あたり)
35歳未満	月額9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

※ 加入世帯の所得により掛金が減額になる場合があります。

また、一口目の掛金の半額を市が助成しています。

●年金額

加入口数	月 額
1 口	20,000 円
2 口	40,000 円

●弔慰金

障害者(児)が加入者の生存中に死亡したとき支給されます。

※窓口 健康福祉課 障害福祉係

VII 社会生活にむけて

(1) 見附市障害者地域活動支援センター「あじさい」

障害のある方自立へ向けての一步が踏み出せるように日常生活や社会生活などの自立支援を行っています。

社会参加に向けて不安のある方もお気軽にご相談ください。

●開館日時

平日(土日、祭日でも1・6の市の日)は開館しています)年末年始除く

午前9時～午後4時

●住所 〒954-0053 見附市本町2丁目9番10号 TEL/FAX: 63-0187

*その他の活動のお問い合わせや通所の申込など、くわしくは健康福祉課 障害福祉係 または保健師まで

VIII ヘルプカードについて

ヘルプカードとは、「あなたの支援が必要です」を伝えるカードです。障がいがある人が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



新潟県見附市

わたしが**お困り**していること

お**願い**したいこと

カードの2種類があります。
ご自分が使いやすい方を、お使いください。

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



新潟県見附市

障がいに**関係**すること

わたしの 障害		わたしの 医療 （障害）	
お名前		かかりつけの 病院	
住所		かかりつけの 病院	
生年月日	年 月 日	かかりつけの 病院	
緊急連絡先		私が お困り したいこと	
お名前	お電話番号		
お名前	お電話番号		

- 健康福祉課 障害福祉係の窓口にて申請書の配布及び受付をしています。
また申請用紙は見附市ホームページからもダウンロードができます。
- 郵送で申請の場合は見附市健康福祉課 障害福祉係へ直接郵送してください。
- 窓口にて受付された方には、その場でヘルプカードをお渡し致します。郵送で申請された方には、後日郵送します。

☆窓 口 健康福祉課 障害福祉係

★ 「精神障害者保健福祉手帳」交付による優遇措置（等級別）

障害等級		1級	2級	3級
生活保護法の障害者加算の認定		○	○	×
NTT 電話番号案内料の免除		○	○	○
携帯電話の割引		○	○	○
県立施設の入場料等免除		○	○	○
見附市福祉タクシー利用券の交付		○	×	×
JR・バス・船舶・航空の割引		○	○	○
駐車禁止除外標章の交付		○	×	×
新潟県おもいやり駐車場制度		○	○	×
NHK放送受信料免除		全額免除 …市民税非課税世帯 半額免除 …1級で世帯主		
後期高齢者医療制度 (65歳より対象)		○	○	×
税制の優遇措置	所得税	障害者控除 40 万円 配偶者及び扶養控除の同居特別障害者加算 35 万円	障害者控除 27 万円	障害者控除 27 万円
	住民税 (障害者の非課税限度額 1～3 級 前年中所得 125 万円以下)	障害者控除 30 万円 配偶者及び扶養控除の同居特別障害者加算 23 万円	障害者控除 26 万円	障害者控除 26 万円
	利子所得等の非課税	○	○	○
	法人税	○	○	○
	贈与税	○	×	×
	自動車税	○ (自立支援医療費の受給者に限る)	×	×

★困ったときのご相談は・・・

新潟県精神保健福祉センター	〒950-0994 新潟市上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館内 電話 025-280-0111 FAX 025-280-0112
長岡地域振興局 健康福祉環境部 (地域保健課)	〒940-0857 長岡市沖田3-2711-1 電話 0258-33-4931 FAX 0258-33-4933
見附市保健福祉センター (健康福祉課)	〒954-0052 見附市学校町2-13-30 電話 0258-61-1380 FAX 0258-62-7052

障がい者支援センター あさひ (ネーブルみつけ 内)	〒954-0052 見附市学校町1-16-15 電話 090-1695-1350 FAX 0258-32-5885
相談支援事業所 すきっぷ	〒954-0053 見附市本町2-3-7 電話 0258-62-2181 FAX 0258-62-7581
障害者相談支援センター えがお (みつけワークス 内)	〒954-0046 見附市熱田町字新屋166-1 電話 0258-62-7800 携帯 080-8728-6338 FAX 0258-62-7666
相談支援事業所 りんくるー	〒954-0111 見附市今町1-5-26 電話 0258-84-7997 FAX 0258-84-7998

★精神医療機関相談窓口（平日・休日を問わず24時間対応）

かかりつけの医療機関のある方はまずそちらへご相談下さい。

※緊急に精神医療・相談を必要とする方や、そのご家族のための相談窓口（電話相談）です。

電話番号（専用） 0258-24-1510

★困ったときのご相談は・・・

新潟県精神保健福祉センター	〒950-0994 新潟市上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館内 電話 025-280-0111 FAX 025-280-0112
長岡地域振興局 健康福祉環境部 (地域保健課)	〒940-0857 長岡市沖田3-2711-1 電話 0258-33-4931 FAX 0258-33-4933
見附市保健福祉センター (健康福祉課)	〒954-0052 見附市学校町2-13-30 電話 0258-61-1380 FAX 0258-62-7052

障がい者支援センター あさひ (ネーブルみつけ 内)	〒954-0052 見附市学校町1-16-15 電話 090-1695-1350 FAX 0258-32-5885
相談支援事業所 すきっぷ	〒954-0053 見附市本町2-3-7 電話 0258-62-2181 FAX 0258-62-7581
障害者相談支援センター えがお (みつけワークス 内)	〒954-0046 見附市熱田町字新屋166-1 電話 0258-62-7800 携帯 080-8728-6338 FAX 0258-62-7666
相談支援事業所 りんくるー	〒954-0111 見附市今町1-5-26 電話 0258-84-7997 FAX 0258-84-7998

★精神医療機関相談窓口（平日・休日を問わず24時間対応）

かかりつけの医療機関のある方はまずそちらへご相談下さい。

※緊急に精神医療・相談を必要とする方や、そのご家族のための相談窓口（電話相談）です。

電話番号（専用） 0258-24-1510

